

# 令和元年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年10月29日（火）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 9名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
5番 江 藤 国 子  
6番 式 田 信 一  
9番 佐 藤 一 富  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員  
2番 竹 内 正 敏  
8番 佐 藤 孝 雄
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程  
(1) 出席確認  
(2) 会長挨拶  
(3) 議 事  
① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
② 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について  
③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）  
⑥ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）  
⑦ その他  
(4) その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。 会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 10番 麻生 秀昭委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので宜しくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1～4号 4件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんから説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

議案番号1番ですけれども、場所は湯布院町湯平幸野地区にある久大車輛の隣の土地になります。譲渡人は、90代の母と70代の娘さんの共有名義となっております、娘さんは別府に住んでいます。お母さんの方は老人ホームに入所されておまして、長男の方も福岡市に居住されていて、自宅農地を買ってくれる方を探していた所、売買の話が成立しました。譲受人は、庄内町で現在農業をしておられます。受人の耕作地は約30,000㎡で、農業機械も充実しており問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、それでは今説明が終わりましたけど、ご質問がある方はお願いします。  
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、質問がない様ですので、この1号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員から説明をお願いします。

#### 11番 佐藤 富雄 委員

議案番号2番の説明を致します。この地区に地元の式田委員がいるのですが、私の担当地区でありますので、説明させていただきます。

場所は庄内町湊山井という所になります。地目につきましては、上から4枚までは4筆で2枚の田んぼでございまして、下の山井というのは1筆ですが、2枚の田んぼになっています。

渡人は現在、大分に住んでいて、昔は庄内町湊に住んでいたようですが、今は市外に出て農業はしていないという事であります。

受人は、庄内町湊で農業をしながら会社勤めをしております、家族皆で農業に取り組んでいるという事で、別に問題はないのではないかとこの事でサインしました。皆様方のご意見をお願いします。

#### 議 長

議案2号の説明が終わりましたけど、ご質問がある方はお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員から説明をお願いします。

#### 5番 江藤 国子 委員

議案番号3号の説明をさせていただきます。場所は、JR湯布院駅裏の補助整備を行った場所のほぼ中央の荒木地区の公民館がある所です。

譲渡人は、70歳で規模縮小する為、隣接地の譲受人に相談したところ売買の話が成立しました。譲受人は、会社の会長職を兼ねており住所は福岡市となっておりますが、ほぼ湯布院町川北で農業を行っています。

耕作地は約20,000㎡で、農業機械も充実しておりライスセンターも所有している事から特に問題はないと思います。以上です。

#### 議 長

それでは、議案3号についてご質問がある方はお願いします。

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

ライスセンターをしているとのことだけど、住所は福岡ですよね？  
会社でやられているの？

議 長

私の方から説明しましょうか。

受人は湯布院に元々住んでいて、田んぼも所有していて農業もしていたのですが、事業をして福岡に会社を持っています。住所は福岡に移していますが、湯布院の方にほとんど住んでいる様な状況です。

ライスセンターもしていて、田んぼもどんどん拡張というか買い求めている様な状況です。

3番 高田 英 委員

ライスセンターは、個人でやられています。

議 長

それでは、議案3号について、他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員から説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、議案番号4号の説明をしたいと思います。場所は阿蘇野の高津原という所です。

渡人は現在竹田市直入町に住まわれております。元は高津原に家があって、渡人の祖父が住んでいたようですが、今はもう家も無く、誰もおりません。

そして受人は同じ地区の人で、85歳ではありますが現在トマトを作りながら畜産の方もやって頑張っておるところであります。子供さんにつきましては、由布市内に1人、大分市内に1人おるという事で、歳をとっておりますがまあ何とか頑張ってやるのではないかという事で賛同したところでございます。

ご意見を申し上げます。

議 長

それでは、説明が終わりましたが議案4号について、ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」  
(議案第5号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは説明が終わりましたので、ご質問があればお願いします。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

折角、農地改良してかさ上げたのに、10月31日になったらまた減らして元に戻すんですか？

事 務 局

そういう訳ではなくて、一時転用は埋め土をしている間、農地として使えないのでその間、転用として処理する。終わった後は、またかさ上げた農地で耕作するという事での一時転用になっています。

5番 江藤 国子 委員

わかりました。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

農地改良って、転用許可取らなくて重機入れてやっているところがありますが、必ず必要なのですか？

事 務 局

一応取扱い上は、耕作出来ない期間が生じる場合は、出す事になっています。

但し、軽微なもの、ざっと土を入れて、ざっと均せるぐらいのものだとそのまま処理する事もあつたりします。

今回の事業においては、農政課の水路改良工事の残土の処理になっております。この申請者が古野井路の代表者さんとして、工事に際して土を処分する土地がないかという話になった時に、自分のとこの農地が丁度谷の谷間で低い所にあるので、その改良に使えないか？という事で、事務局に相談がありました。

事務局としては、公共事業に絡んだものであるので、今回は申請を出してもらって

います。

議 長

今、説明が終わりましたが、他に質問ないでしょうか。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

公共事業絡んで残土で処理するからというのはわかりましたが、個人的に農地改良する場合は、いらないと考えてよいのですか？その所どうですか？

皆さん結構、農地の中に重機が入って整備している状況ってあると思いますが。

事 務 局

期間とか規模にもよるので一概には言えないが、一応出してもらおうという方向性がいいかと思う。ささっと終わるような整備ならいい場合もあるけど、一応農地を重機であたるとなれば、一時転用を出して頂きたい。というか、こちらが把握する意味で。

整備の規模によっては1、2年かけて埋め土するというのもありますので、一時転用的な物はまず相談に来ていただければいいなと思っています。

3番 高田 英 委員

とりあえず田んぼとか重機が入っていたら、一応農業委員会事務局には連絡を？

事 務 局

「何しているんですか？」という事で一報を貰えるとよいかと。

3番 高田 英 委員

本人に言えればいいけど、事務局に言えればいい？

事 務 局

一度相談に来てもらうのがいい。

整備が長期にわたる場合は、委員会にかけて「あそこはあたっていますよ。」というのを皆さんで周知徹底した方がいいというのもありますので。

5番 江藤 国子 委員

冬の間にはちょっとダンプとかユンボで整備する場合には届出しなくてよい？

事 務 局

その範囲が、さっと終わる程度のもの、例えば表土が少ないので土を足すとか、そういうのはいいと思います。

ただ、実際に何mも埋め土してかさ上げするとなるとかなり時間がかかると思うんですよ。近所の人々が農地にトラックや重機が出入りするのを見て、「あそこは何をしているのか？」という問い合わせがあった時に、農業委員会が「知りません・わかりません」では困るので、そういう時は相談とかがあった方が事務局も把握しやすいということ。

農業委員さんたちがそういうのに気が付いたら、農業委員会に言っておいた方がいいのではと伝えてもらえたらと思います。

先ほど高田委員さんが言う様に絶対ということはないですが、うちがやっぱり把握しておきたいというのがありますので。それに、色んな指導もしていきたいと思っています。

議 長

皆さん、今の件はいいでしょうか？

それでは、この議案5号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第6号 1件)

議 長

続きまして、議案6号についてですが議案10号と案件が一緒でございますので、そこで審議したいと思いますので、宜しくお願い致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第7～10号 4件)

議 長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案7号からですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案番号7号の説明をします。

申請地は櫟木トンネルから少し庄内寄りの自動車販売店から大分川の方に入った所の古民家の裏です。

受人がこの古民家を古民家改装のモデルハウスとして公開したいということで今改装しております。

そして、現在見学者の駐車場が無いという事で、ちょうどこの古民家の裏手にある畑を駐車場にしたいという事で申請がありました。

家との間に段差がありますが、駐車場としては利用できますので大丈夫かと思えます。

そしてモデルハウスとしての利用が済んだ後は、地元の集落の人に集会場や研修室として使ってもらいたいという考えを聞いております。

特別問題はないと思えますので、お願いします。

議 長

それでは、この議案7号の案件 ご質問ある方お願いします。

(ありません。)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案番号8号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

申請地の場所については、イオン挟間店のすぐ近くとなっております。  
周辺がどんどん住宅地になっているような場所であり、本人が高齢になってきたので農地の維持が難しいということです。  
これ、申請地の隣の1筆はもう転用でていましたかね？

事務局

出ています。

9番 佐藤 一富 委員

もう済んでいるということ？

事務局

申請地の隣の筆は、7月頃に転用で出ております。

9番 佐藤 一富 委員

ということで、今回は一筆の田を分筆して3筆にして、売買をするということです。  
1件は7月にかかっておりまして、今回残りの2件という事で個人住宅とアパートを建てるという申請が出ております。  
8号議案と9号議案は地権者が一緒だから一緒に説明でいいですよ？  
まあ、そういうことでお願いします。

議長

それでは、説明が終わりましたけども8号議案・9号議案一緒に質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この8号・9号の案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案6号と10号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

議案6号・10号、合わせての審議です。

本件は8月の委員会で保留にさせていただいた、挟間町小野地区での畜舎の建設の件になっております。

8月以降の経過と致しまして、8月の総会でも話をしましたが、6号議案の方の土地を貸借して畜舎を建てる部分は渡人の相続登記が完了してない為、8月時点では許可を出す事が出来ないという事での保留になっていました。その後、9月に相続協議が終わりまして相続登記の完了を確認しましたので、その問題はクリアされております。



それ以外に計画内容等に変更は無く、この土地も同じ様に10年の貸借契約であり、10号の議案については売買契約ですとなっています。

ただし、10号の渡人ですけども、この方が今月の20日に亡くなられてまして、総会の直前に死亡したために今日現在では相続ができていない状況となっています。しかし、渡人が生きていた時に売買の契約がなされておりますので、その契約が有効となり今回の審議には影響がないということです。

ですので、県から許可が下りたのちに、渡人の親族で相続協議を行って、その後受入の方の方に所有権移転をするという事になりますので、その点は申し伝えておきます。

8月時点で保留になっていた問題点というのは、現状クリアされており計画内容・規模については、色んな意見が出ましたが農地転用の審議の中では言及することは難しいという事ですので、現状でご審議の方宜しく願います。

議 長

はい、今事務局の方から詳しい説明がありましたけど、この2つの案件につきましてご質問がある方はお願いします。

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

判を付いた手前、こんなことをいうのはおかしいかと思うのだけど。

確かにその農業委員として農地転用の審査というのはいろいろあるとは思いますが、8月の総会で皆さんの意見が出たように実質的なこの計画の中身については農業委員が口を出せる部分では無いのだろうけど、この計画について農政課の意見を聞くとかはできないのかな。

たしかに農業委員としては口出ししすぎかなとは思いますが。

事 務 局

今、佐藤一富委員が言われた件ですが、農業委員会として審査するのは農地の有効利用としての内容であり、経営内容について、経営がうまくいかないのではという事で、申請を否決することはできません。

申請地について、現在少し荒れている状態なのでそこに畜舎等を建てて農業施設用地にするという事で有効利用になりますので、今審議している中では差し止めることはできません。

この委員会で諮るのは、あくまでも農地の有効利用という観点での転用許可という事ですので、佐藤一富委員さんが言われる内容については農政課に話を聞いたとしても、ここでどうしようもない。

ただし、この事業については県の畜産担当課との中間役として農政課が窓口になっていますので、その中で経営内容についてうまくいくのかどうかという事で判断を行っており、本人及び家族方に説明をしないといけないと思いますが、本日は農業委員会のこの事業についての審議であって、この中ではそういう事までは踏み込めないという事ですので、佐藤委員さんが言われる事については、審議は出来ないという事でご理解をして頂きたい。

9番 佐藤 一富 委員

十分わかってはいるんだけどね。

事務局

私も内容はわかっておりますが、農業委員さんのご意見をどう聞いてもこの農地の有効利用については、本人がやるという意思があるし資金も調達出来たという事で、あくまでもそういう流れの書類は完璧というか揃ってますので、止める事は出来ません。

議長

はい、他に質問はないですか。

(ありません。)

質問ない様でございますので、この案件 意見なし付して進達致しますので 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

### ■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案11～12号 2件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

議案11号・12号は継続の案件でございます。一括して皆さんから質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この11号・12号の案件 一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この11号・12号の案件 承認致します。

### ■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案13号 1件)

議長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案13号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この13号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この13号案件 承認致します。

議 長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。

無い様ですので、以上で今日の会議を終わりたいと思います。

審議、お疲れ様でした。